

医学教育分野別評価
評価報告書（確定版）

受審大学名 北里大学医学部医学科
評価実施年度 2022 年度
作成日 2023 年 9 月 15 日

一般社団法人 日本医学教育評価機構

はじめに

医学教育分野別評価基準日本版 Ver.2.33 をもとに北里大学医学部医学科の分野別評価を2022年に行った。評価は利益相反のない7名の評価員によって行われた。評価においては、2022年8月に提出された自己点検評価報告書を精査した後、2022年10月17日～10月21日にかけて実地調査を実施した。北里大学医学部医学科における質疑応答、学生、研修医および教員との面談、講義、実習、施設等の視察結果を踏まえ、ここに評価報告書を提出する。

総評

北里大学医学部医学科は、1970年に開設以来、学祖・北里柴三郎博士の意志を継ぎ、「開拓」、「報恩」、「叡智と実践」、「不撓不屈」を建学の精神として掲げ、この精神を受け継いだ使命を基本理念として医学教育を実践している。

本評価報告書では、北里大学医学部医学科のこれまでの改革実行と今後の改革計画を踏まえ、国際基準をもとに評価を行った結果を報告する。

評価は現在において実施されている教育について行った。北里大学医学部医学科では、開設当初から基礎医学、臨床医学を統合した「器官系別総合教育」を実施していることは評価できる。学生カウンセリング制度、臨床教育研究棟などの教育施設の整備も評価できる。

一方で、診療参加型臨床実習の充実、重要な診療科での実習期間の確保、臨床実習での技能・態度評価、形成的評価の導入、教育に関わる委員会への学生の実質的な参加、教員の能力開発、学外臨床実習機関の質保証、教育プログラム評価に基づくカリキュラムの改善、などに課題を残している。また、「医学教育研究開発センター」の機能をさらに充実させるべきである。教育に関わる組織の責任と権限を明確にしたうえで、継続的改良を図ることにより、これらの課題の改善が十分期待されるが、今後ともさらなる検討が必要である。

なお、2018年度に文部科学省と大学基準協会から指摘された不適切入試に対しては、「第三者委員会」と「入学試験検証委員会」で検討し、入試の改善が図られている。今後においても適切な入試制度を実施し、社会的説明責任を果たすべきである。

基準の適合についての評価結果は、36の下位領域の中で、基本的水準は22項目が適合、14項目が部分的適合、0項目が不適合、質的向上のための水準は17項目が適合、18項目が部分的適合、0項目が不適合、1項目が評価を実施せずであった。なお、領域9の「質的向上のための水準」については今後の改良計画にかかるため、現状を評価することが分野別評価の趣旨であることから、今回は「評価を実施せず」とした。

評価チーム

主査	和佐	勝史
副査	安達	洋祐
評価員	赤井	靖宏
	色摩	弥生
	鈴木	康之
	豊國	伸哉
	蓮沼	直子

1. 使命と学修成果

概評

学祖・北里柴三郎博士の意志を継ぐ「建学の精神」をもとに、医学部の使命を基本理念として掲げ、医学教育を実践している。

学内外の関係者に使命および学修成果を確実に周知すべきである。使命と学修成果を策定する組織を明確にし、これらの策定・見直しを行う際には、学生を含む教育に関わる主要な構成者を参画させるべきである。また、広い範囲の教育の関係者から意見を聴取することが望まれる。卒業時の学修成果と卒後研修終了時の学修成果を関連づけることが望まれる。

1.1 使命

基本的水準： 適合

医学部は、

- 学部の使命を明示しなくてはならない。(B 1.1.1)
- 大学の構成者ならびに医療と保健に関わる分野の関係者にその使命を示さなくてはならない。(B 1.1.2)
- その使命のなかで医師を養成する目的と教育指針として以下の内容の概略を定めなくてはならない。
 - 学部教育としての専門的実践力(B 1.1.3)
 - 将来さまざまな医療の専門領域に進むための適切な基本(B 1.1.4)
 - 医師として定められた役割を担う能力(B 1.1.5)
 - 卒後の教育への準備(B 1.1.6)
 - 生涯学習への継続(B 1.1.7)
- その使命に社会の保健・健康維持に対する要請、医療制度からの要請、およびその他の社会的責任を包含しなくてはならない。(B 1.1.8)

特記すべき良い点（特色）

- 学祖・北里柴三郎博士の意志を継ぐ「建学の精神」をもとに、医学部の使命を基本理念として掲げ、医学教育を実践している。

改善のための助言

- 大学の構成者だけではなく、医療と保健に関わる分野の関係者にも使命を確実に周知すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- その使命に以下の内容が包含されているべきである。
 - 医学研究の達成(Q 1.1.1)
 - 国際的健康、医療の観点(Q 1.1.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 基本理念に「医学研究の推進」、「国際貢献の推進」を明示している。

改善のための示唆

- ・ なし

1.2 大学の自律性および教育・研究の自由

基本的水準： 適合

医学部は、

- ・ 責任ある立場の教職員および管理運営者が、組織として自律性を持って教育施策を構築し、実施しなければならない。特に以下の内容を含まなければならない。
 - ・ カリキュラムの作成(B 1.2.1)
 - ・ カリキュラムを実施するために配分された資源の活用(B 1.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 教育に関わる教職員および管理運営者が、組織として自律性を持って教育施策を構築している。

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、以下について教員ならびに学生の教育・研究の自由を保障すべきである。

- ・ 現行カリキュラムに関する検討(Q 1.2.1)
- ・ カリキュラムを過剰にしない範囲で、特定の教育科目の教育向上のために最新の研究結果を探索し、利用すること(Q 1.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 「医学研究入門Ⅱ」、「学生医学論文」では、学生が自ら研究室を選び、自由に最新の研究成果を探索・利用することができる。

改善のための示唆

- ・ なし

1.3 学修成果

基本的水準： 適合

医学部は、

- ・ 意図した学修成果を定めなければならない。それは、学生が卒業時までその達成を示すべきものである。それらの成果は、以下と関連しなくてはならない。

- 卒前教育で達成すべき基本的知識・技能・態度(B 1.3.1)
- 将来にどの医学専門領域にも進むことができる適切な基本(B 1.3.2)
- 保健医療機関での将来的な役割(B 1.3.3)
- 卒後研修(B 1.3.4)
- 生涯学習への意識と学修技能(B 1.3.5)
- 地域医療からの要請、医療制度からの要請、そして社会的責任(B 1.3.6)
- 学生が学生同士、教員、医療従事者、患者、およびその家族を尊重し適切な行動をとることを確実に修得させなければならない。(B 1.3.7)
- 学修成果を周知しなくてはならない。(B 1.3.8)

特記すべき良い点（特色）

- 学修成果として、9項目のコンピテンスおよび69項目のコンピテンシーを掲げている。

改善のための助言

- 学生がとるべき「適切な行動」は学生配付用の冊子には記載されているが、学則・行動規範等にも記載すべきである。
- 学内外の関係者に学修成果を確実に周知すべきである。

質的向上のための水準：部分的適合

医学部は、

- 卒業時の学修成果と卒後研修終了時の学修成果をそれぞれ明確にし、両者を関連づけるべきである。(Q 1.3.1)
- 医学研究に関して目指す学修成果を定めるべきである。(Q 1.3.2)
- 国際保健に関して目指す学修成果について注目すべきである。(Q 1.3.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 卒業時の学修成果と卒後研修終了時の学修成果を関連づけることが望まれる。

1.4 使命と成果策定への参画

基本的水準：部分的適合

医学部は、

- 使命と目標とする学修成果の策定には、教育に関わる主要な構成者が参画しなければならない。(B 1.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- ・ 使命と学修成果を策定する組織を定め、これらの策定・見直しを行う際には、学生を含む教育に関わる主要な構成者が参画すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 使命と目標とする学修成果の策定には、広い範囲の教育の関係者からの意見を聴取すべきである。(Q 1.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 使命と学修成果の策定・見直しを行う際には、他の医療職、患者代表、地域医療の代表者などを含む広い範囲の教育の関係者から意見を聴取することが望まれる。

2. 教育プログラム

概評

医学部開設当初から「器官系別総合教育」を実施し、基礎医学と臨床医学の垂直的統合を実践していることは評価できる。医療倫理教育として「医学原論・医学原論演習」を設けていることも評価できる。

アウトカム基盤型教育をさらに進めるべきである。臨床実習においてEBMを学修・実践させるべきである。行動科学教育を系統立てて行い、臨床実習にも導入し、充実させるべきである。卒業後に適切な医療的責務を果たせるように、診療参加型臨床実習を充実させるべきである。臨床実習において修得すべき医行為を定め、臨床技能・態度を確実に修得させるべきである。重要な診療科で学修する期間を十分に確保すべきである。教育プログラムの立案と実施に責任と権限を持つ委員会に学生が実質的に参画すべきである。

2.1 教育プログラムの構成

基本的水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムを定めなければならない。(B 2.1.1)
- 学生が自分の学修過程に責任を持てるように、学修意欲を刺激し、準備を促して、学生を支援するようなカリキュラムや教授方法/学修方法を採用しなければならない。(B 2.1.2)
- カリキュラムは平等の原則に基づいて提供されなければならない。(B 2.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- 「器官系別総合教育」、医学部生、薬学部生、看護学部生、医療衛生学部生が参加して多職種連携教育を行う「オール北里チーム医療演習」など、学修意欲を刺激する科目を設けている。

改善のための助言

- アウトカム基盤型教育をさらに進めるべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 生涯学習につながるカリキュラムを設定すべきである。(Q 2.1.1)

特記すべき良い点（特色）

- テュートリアル教育で生涯学習に繋がる教育を行っている。

改善のための示唆

- なし

2.2 科学的方法

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラムを通して以下を教育しなくてはならない。
 - 分析的で批判的思考を含む、科学的手法の原理(B 2.2.1)
 - 医学研究の手法(B 2.2.2)
 - EBM(科学的根拠に基づく医学)(B 2.2.3)

特記すべき良い点 (特色)

- 2年次において医学研究に関する講義とグループワークを行う「医学研究入門Ⅰ」と、3年次における研究室配属を行う「医学研究入門Ⅱ」、さらに自由選択制の「学生医学論文」を設け、医学研究の手法を教育している。

改善のための助言

- 系統立てたEBM教育を行い、臨床実習においても学修・実践させるべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムに大学独自の、あるいは先端的な研究の要素を含むべきである。(Q 2.2.1)

特記すべき良い点 (特色)

- なし

改善のための示唆

- なし

2.3 基礎医学

基本的水準： 適合

医学部は、

- 以下を理解するのに役立つよう、カリキュラムの中で基礎医学のあり方を定義し、実践しなければならない。
 - 臨床医学を修得し応用するのに必要となる基本的な科学的知見(B 2.3.1)
 - 臨床医学を修得し応用するのに必要となる基本的な概念と手法(B 2.3.2)

特記すべき良い点 (特色)

- 基礎医学の導入と統合を目的として、「細胞生物学」や「統合基礎医学」を設けている。

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準：部分的適合

医学部は、

- ・ カリキュラムに以下の項目を反映させるべきである。
 - ・ 科学的、技術的、臨床的進歩(Q 2.3.1)
 - ・ 現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されること(Q 2.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 科学的、技術的、臨床的進歩をカリキュラムに十分に反映させることが望まれる。
- ・ 現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されることを定義し、カリキュラムに十分に反映させることが望まれる。

2.4 行動科学と社会医学、医療倫理学と医療法学

基本的水準：部分的適合

医学部は、

- ・ カリキュラムに以下を定め、実践しなければならない。
 - ・ 行動科学(B 2.4.1)
 - ・ 社会医学(B 2.4.2)
 - ・ 医療倫理学(B 2.4.3)
 - ・ 医療法学(B 2.4.4)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 医療倫理教育として、「医学原論・医学原論演習」を設けていることは評価できる。

改善のための助言

- ・ 行動科学教育を系統立てて行い、臨床実習にも導入し、充実させるべきである。
- ・ 医療倫理教育を高学年でも充実させるべきである。

質的向上のための水準：適合

医学部は、

- ・ 行動科学、社会医学、医療倫理学、医療法学に関し以下に従ってカリキュラムを調整および修正すべきである。

- 科学的、技術的そして臨床的進歩(Q 2.4.1)
- 現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されること(Q 2.4.2)
- 人口動態や文化の変化(Q 2.4.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測される内容についての教育を十分に行えるよう全体としての連携を図り、カリキュラムを調整することが望まれる。

2.5 臨床医学と技能

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 臨床医学について、学生が以下を確実に実践できるようにカリキュラムを定め実践しなければならない。
 - 卒業後に適切な医療的責務を果たせるように十分な知識、臨床技能、医療専門職としての技能の修得(B 2.5.1)
 - 臨床現場において、計画的に患者と接する教育プログラムを教育期間中に十分持つこと(B 2.5.2)
 - 健康増進と予防医学の体験(B 2.5.3)
- 重要な診療科で学修する時間を定めなくてはならない。(B 2.5.4)
- 患者安全に配慮した臨床実習を構築しなくてはならない。(B 2.5.5)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 卒業後に適切な医療的責務を果たせるように、カルテ記載を含め、診療参加型臨床実習を充実させるべきである。
- 臨床実習において修得すべき医行為を定め、臨床技能・態度を確実に修得させるべきである。
- 重要な診療科での臨床実習期間を十分に確保すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 臨床医学教育のカリキュラムを以下に従って調整、修正すべきである。
 - 科学、技術および臨床の進歩(Q 2.5.1)
 - 現在および、将来において社会や医療制度上必要となること(Q 2.5.2)

- 全ての学生が早期から患者と接触する機会を持ち、徐々に実際の患者診療への参画を深めていくべきである。(Q 2.5.3)
- 教育プログラムの進行に合わせ、さまざまな臨床技能教育が行われるように教育計画を構築すべきである。(Q 2.5.4)

特記すべき良い点（特色）

- 1年次に「体験当直」で医療の現場や患者と接する機会を設けている。

改善のための示唆

- 全ての学生が早期から患者と接する機会を持つカリキュラムの構築が望まれる。

2.6 教育プログラムの構造、構成と教育期間

基本的水準： 適合

医学部は、

- 基礎医学、行動科学、社会医学および臨床医学を適切な関連と配分で構成し、教育範囲、教育内容、教育科目の実施順序を明示しなくてはならない。(B 2.6.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、カリキュラムで以下のことを確実に実施すべきである。

- 関連する科学・学問領域および課題の水平的統合(Q 2.6.1)
- 基礎医学、行動科学および社会医学と臨床医学の垂直的統合(Q 2.6.2)
- 教育プログラムとして、中核となる必修科目だけでなく、選択科目も、必修科目との配分を考慮して設定すること(Q 2.6.3)
- 補完医療との接点を持つこと(Q 2.6.4)

特記すべき良い点（特色）

- 「細胞生物学」や「統合基礎医学」で基礎医学の水平的統合教育を実践している。
- 「器官系別総合教育」で基礎医学と臨床医学の垂直的統合教育を実践していることは評価できる。

改善のための示唆

- 「統合基礎医学」を拡充し、水平的統合教育をさらに推進することが望まれる。

2.7 教育プログラム管理

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 学修成果を達成するために、学長・医学部長など教育の責任者の下で、教育カリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つカリキュラム委員会を設置しなければならない。(B 2.7.1)
- カリキュラム委員会の構成委員には、教員と学生の代表を含まなくてはならない。(B 2.7.2)

特記すべき良い点（特色）

- カリキュラムの立案はカリキュラム委員会が、実施は教育委員会が担当している。

改善のための助言

- カリキュラム委員会は教育カリキュラムの立案に責任と権限を持つとともに、本委員会への学生の参画を推進すべきである。
- 教育カリキュラムの実施に責任と権限を持つ教育委員会に学生が参画すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラム委員会を中心にして、教育カリキュラムの改善を計画し、実施すべきである。(Q 2.7.1)
- カリキュラム委員会に教員と学生以外の広い範囲の教育の関係者の代表を含むべきである。(Q 2.7.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- カリキュラム委員会に他の医療職や患者代表など広い範囲の教育関係者を含むことが望まれる。

2.8 臨床実践と医療制度の連携

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 卒前教育と卒後の教育・臨床実践との間の連携を適切に行われなければならない。(B 2.8.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 卒業時の学修成果と卒後研修終了時の学修成果を関連づけ、卒前教育と卒後の教育・臨床実践の連携を適切に行うべきである。

質的向上のための水準：部分的適合

医学部は、

- ・ カリキュラム委員会を通じて以下のことを確実に行うべきである。
 - ・ 卒業生が将来働く環境からの情報を得て、教育プログラムを適切に改良すること（Q 2.8.1）
 - ・ 教育プログラムの改良には、地域や社会の意見を取り入れること（Q 2.8.2）

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 卒業生が将来働く環境からの情報や地域や社会の意見を取り入れ、教育プログラムの改良を行うことが望まれる。

3. 学生の評価

概評

「チーム医療演習」において、ルーブリックを用いた形成的評価を行っていることは評価できる。「北里賞」・「北島賞」をはじめとする成績優秀者への表彰制度を設け、学修を促進させている。

臨床実習での技能・態度評価は方針を定め、確実に実施すべきである。評価結果に対する疑義申し立て制度を構築し、周知すべきである。目標とする学修成果と教育方法・評価方法の整合性を定期的に検討すべきである。学生が効果的な学修を行えるよう、形成的評価を適切に実施すべきである。臨床実習においては、ポートフォリオ、MiniCEXや360度評価などの活用を推進すべきである。評価方法の信頼性と妥当性を検証し、明示することが望まれる。すべてのカリキュラムにおいて、学生に対して、評価結果に基づいた適切なフィードバックを行うことが望まれる。

3.1 評価方法

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 学生の評価について、原理、方法および実施を定め開示しなくてはならない。開示すべき内容には、合格基準、進級基準、および追再試の回数が含まれる。(B 3.1.1)
- 知識、技能および態度を含む評価を確実に実施しなくてはならない。(B 3.1.2)
- 様々な評価方法と形式を、それぞれの評価有用性に合わせて活用しなくてはならない。(B 3.1.3)
- 評価方法および結果に利益相反が生じないようにしなくてはならない。(B 3.1.4)
- 評価が外部の専門家によって精密に吟味されなくてはならない。(B 3.1.5)
- 評価結果に対して疑義申し立て制度を用いなければならない。(B 3.1.6)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 臨床実習での技能・態度評価は方針を定め、確実に実施すべきである。
- ・ 科目担当者以外の教員や外部の専門家の意見を入れて、評価を吟味すべきである。
- ・ 評価結果に対する疑義申し立て制度を構築し、周知すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 評価方法の信頼性と妥当性を検証し、明示すべきである。(Q 3.1.1)
- 必要に合わせて新しい評価法を導入すべきである。(Q 3.1.2)
- 外部評価者の活用を進めるべきである。(Q 3.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 評価方法の信頼性と妥当性を検証し、明示することが望まれる。
- ・ 外部評価者の活用をさらに進めることが望まれる。

3.2 評価と学修との関連

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 評価の原理、方法を用いて以下を実現する評価を実践しなくてはならない。
 - ・ 目標とする学修成果と教育方法に整合した評価である。(B 3.2.1)
 - ・ 目標とする学修成果を学生が達成していることを保証する評価である。(B 3.2.2)
 - ・ 学生の学修を促進する評価である。(B 3.2.3)
 - ・ 形成的評価と総括的評価の適切な比重により、学生の学修と教育進度の判定の指針となる評価である。(B 3.2.4)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 5年次における「チーム医療演習」において、ルーブリックを用いた形成的評価を行っていることは評価できる。

改善のための助言

- ・ 目標とする学修成果と教育方法・評価方法の整合性を定期的に検討すべきである。
- ・ 学生が効果的な学修を行えるよう、形成的評価を適切に実施すべきである。
- ・ 臨床実習においては、ポートフォリオ、MiniCEXや360度評価などの活用を推進すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 基本的知識の修得と統合的学修を促進するために、カリキュラム(教育)単位ごとに試験の回数と方法(特性)を適切に定めるべきである。(Q 3.2.1)
- ・ 学生に対して、評価結果に基づいた時機を得た、具体的、建設的、そして公正なフィードバックを行うべきである。(Q 3.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 「北里賞」・「北島賞」をはじめとする成績優秀者への表彰制度を設け、学修を促進させている。

改善のための示唆

- ・ 試験の回数・日程・方法を適切に調整することが望まれる。

- ・ すべてのカリキュラムにおいて、学生に対して、評価結果に基づいた適切なフィードバックを行うことが望まれる。

4. 学生

概評

アドミッション・ポリシーの見直しを毎年行い、多様な入学者選抜を実施している。複数の地域や社会からの要請に応じて、地域卒学生を調整して受け入れている。「学年主任・クラス主任制度」、「懇和会」などのカウンセリング制度を設けていることは評価できる。多様な奨学金制度など、学生を支援するプログラムが整備されていることも評価できる。

使命の策定、教育プログラム管理、学生に関する諸事項を審議する委員会に学生が参画すべきである。選抜と、医学部の使命ならびに学修成果との関連を検討することが望まれる。入学決定に対する疑義申し立て制度を採用し、明示することが望まれる。学生の社会的活動などを把握し、奨励することが望まれる。

なお、2018年度に文部科学省と大学基準協会から指摘された不適切入試に対しては、「第三者委員会」と「入学試験検証委員会」で検討し、入試の改善が図られている。今後においても適切な入試制度を実施し、社会的説明責任を果たすべきである。

4.1 入学方針と入学選抜

基本的水準： 適合

医学部は、

- 学生の選抜方法についての明確な記載を含め、客観性の原則に基づいて入学方針を策定し、履行しなければならない。(B 4.1.1)
- 身体に不自由がある学生の入学について、方針を定めて対応しなければならない。(B 4.1.2)
- 国内外の他の学部や機関からの学生の転編入については、方針を定めて対応しなければならない。(B 4.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- アドミッション・ポリシーに基づいて多様な入学者選抜を実施している。

改善のための助言

- 2018年度に文部科学省から「医学部医学科の補欠合格者の繰り上げ合格決定において、性別・年齢により不適切に差異を設けている」との指摘を受けた。これを受けて、2019年に大学基準協会から、2016年度における「適合」判定が取り消され、「不適合」への変更通知がなされた。そこで、「第三者委員会」や「入学試験検証委員会」などの調査・報告をもとに改善に取り組み、2019年度に文部科学省から入試制度の改善が認められたとの通知があり、また、2020年度の大学基準協会による追評価でも「適合」と認定された。今後においても適切な入学者選抜を実施し、社会的説明責任を果たすべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 選抜と、医学部の使命、教育プログラムならびに卒業時に期待される能力との関連を述べるべきである。(Q 4.1.1)
- アドミッション・ポリシー(入学方針)を定期的に見直すべきである。(Q 4.1.2)
- 入学決定に対する疑義申し立て制度を採用すべきである。(Q 4.1.3)

特記すべき良い点 (特色)

- アドミッション・ポリシーの見直しが毎年行われている。

改善のための示唆

- 選抜と、医学部の使命ならびに学修成果との関連を検討することが望まれる。
- 入学決定に対する疑義申し立て制度を採用し、明示することが望まれる。

4.2 学生の受け入れ

基本的水準： 適合

医学部は、

- 入学者数を明確にし、教育プログラムの全段階における教育能力と関連づけなければならない。(B 4.2.1)

特記すべき良い点 (特色)

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 他の教育関係者とも協議して入学者の数と資質を定期的に見直すべきである。そして、地域や社会からの健康に対する要請に合うように調整すべきである。(Q 4.2.1)

特記すべき良い点 (特色)

- 複数の地域や社会からの要請に応じて、地域枠を調整して学生を受け入れている。

改善のための示唆

- なし

4.3 学生のカウンセリングと支援

基本的水準： 適合

医学部および大学は、

- 学生を対象とした学修上の問題に対するカウンセリング制度を設けなければならない。(B 4.3.1)
- 社会的、経済的、および個人的事情に対応して学生を支援するプログラムを提供しなければならない。(B 4.3.2)
- 学生の支援に必要な資源を配分しなければならない。(B 4.3.3)
- カウンセリングと支援に関する守秘を保障しなければならない。(B 4.3.4)

特記すべき良い点（特色）

- 「学年主任・クラス主任制度」、「懇和会」などのカウンセリング制度を設けていることは評価できる。
- 多様な奨学金制度など、学生を支援するプログラムが整備されていることは評価できる。

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 学生の教育進度に基づいて学修上のカウンセリングを提供すべきである。(Q 4.3.1)
- 学修上のカウンセリングを提供するには、キャリアガイダンスとプランニングも含めるべきである。(Q 4.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- キャリアガイダンスとプランニングをより充実させることが望まれる。

4.4 学生の参加

基本的水準： 部分的適合

医学部は、学生が下記の事項を審議する委員会に学生の代表として参加し、適切に議論に加わることを規定し、履行しなければならない。

- 使命の策定(B 4.4.1)
- 教育プログラムの策定(B 4.4.2)
- 教育プログラムの管理(B 4.4.3)
- 教育プログラムの評価(B 4.4.4)
- その他、学生に関する諸事項(B 4.4.5)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 教育プログラムの策定および評価に学生が参加している。

改善のための助言

- ・ 使命の策定、教育プログラム管理、学生に関する諸事項を審議する委員会に学生が参画すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 学生の活動と学生組織を奨励すべきである。(Q 4.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 学生の社会的活動などを把握し、奨励することが望まれる。

5. 教員

概評

教育分野における教員の活動実績を評価するために「ベストティーチャー賞」と「守礼敬人賞」を設けている。

教員の募集について教育の実績に関する判定水準をより明確に示すべきである。個々の教員はカリキュラム全体を十分に理解し、教育を担当すべきである。教員の教育能力を向上させるために、研修、能力開発を活性化すべきである。

5.1 募集と選抜方針

基本的水準： 適合

医学部は、

- 教員の募集と選抜方針を策定して履行しなければならない。その方針には下記が含まれる。
 - 医学と医学以外の教員間のバランス、常勤および非常勤の教員間のバランス、教員と一般職員間のバランスを含め、適切にカリキュラムを実施するために求められる基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員のタイプ、責任、バランスを概説しなければならない。(B 5.1.1)
 - 教育、研究、診療の役割のバランスを含め、学術的、教育的、および臨床的な業績の判定水準を明示しなければならない。(B 5.1.2)
 - 基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員の責任を明示し、その活動をモニタしなければならない。(B 5.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 教員の募集について教育の実績に関する判定水準をより明確に示すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教員の募集および選抜の方針において、以下の評価基準を考慮すべきである。
 - その地域に固有の重大な問題を含め、医学部の使命との関連性(Q 5.1.1)
 - 経済的事項(Q 5.1.2)

特記すべき良い点（特色）

- 使命にある「地域医療への協力」に基づき、「地域総合医療学」と「地域児童精神科医療学」の寄附講座を設置し、地域医療の向上を目的に教員の募集と選抜を実施している。

改善のための示唆

- ・ なし

5.2 教員の活動と能力開発

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 教員の活動と能力開発に関する方針を策定して履行しなければならない。その方針には下記が含まれる。
 - 教育、研究、診療の職務間のバランスを考慮する。(B 5.2.1)
 - 教育、研究、診療の活動における学術的業績の認識を行う。(B 5.2.2)
 - 診療と研究の活動が教育活動に活用されている。(B 5.2.3)
 - 個々の教員はカリキュラム全体を十分に理解しなければならない。(B 5.2.4)
 - 教員の研修、能力開発、支援、評価が含まれている。(B 5.2.5)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 教育分野における教員の活動実績を評価するために「ベストティーチャー賞」と「守礼敬人賞」を設けている。

改善のための助言

- ・ 個々の教員はカリキュラム全体を十分に理解し、教育を担当すべきである。
- ・ 教員の教育能力を向上させるために、研修、能力開発を活性化すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムのそれぞれの構成に関連して教員と学生の比率を考慮すべきである。(Q 5.2.1)
- 教員の昇進の方針を策定して履行するべきである。(Q 5.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ なし

6. 教育資源

概評

臨床スキル・シミュレーションラボ（スキルスラボ）、図書館、学生食堂、5、6年生を対象とした自習室などを有する充実した臨床教育研究棟（IPE棟）が整備されていることは評価できる。情報リテラシーや個人情報保護に関する講義・実習を低学年から実施していることも評価できる。

臨床実習において各学生が経験した患者数・疾患分類を把握し、適切な臨床経験を積めるよう臨床実習施設を整備すべきである。臨床実習の指導者に対するFDを実施するなど、学外臨床実習の基本方針を定め、その質を保証すべきである。学生による電子カルテの記載を実質化し、担当患者のデータと医療情報システムを、学生が適切に利用できるようにすることが望まれる。国内外の他の教育機関との交流をさらに進めるべきである。

6.1 施設・設備

基本的水準： 適合

医学部は、

- 教職員と学生のための施設・設備を十分に整備して、カリキュラムが適切に実施されることを保障しなければならない。(B 6.1.1)
- 教職員、学生、患者とその家族にとって安全な学修環境を確保しなければならない。(B 6.1.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 臨床スキル・シミュレーションラボ（スキルスラボ）、図書館、学生食堂、5、6年生を対象とした自習室などを有する充実した臨床教育研究棟（IPE棟）が整備されていることは評価できる。

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教育実践の発展に合わせて施設・設備を定期的に更新、改修、拡充し、学修環境を改善すべきである。(Q 6.1.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ Clinical Anatomy Lab、IPE棟などを整備し、学修環境を改善している。

改善のための示唆

- ・ なし

6.2 臨床実習の資源

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 学生が適切な臨床経験を積めるように以下の必要な資源を十分に確保しなければならない。
 - 患者数と疾患分類(B 6.2.1)
 - 臨床実習施設(B 6.2.2)
 - 学生の臨床実習の指導者(B 6.2.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 各学生が経験した患者数・疾患分類を把握し、適切な臨床経験を積めるよう臨床実習施設を整備すべきである。
- 在宅医療、地域保健などを学ぶ施設を充実させるべきである。
- 臨床実習の指導者に対するFDを実施するなど、学外臨床実習の基本方針を定め、その質を保証すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 医療を受ける患者や地域住民の要請にに応じているかどうかの視点で、臨床実習施設を評価、整備、改善すべきである。(Q 6.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 患者や住民からの要請を把握し、臨床実習施設を整備・改善することが望まれる。

6.3 情報通信技術

基本的水準： 適合

医学部は、

- 適切な情報通信技術の有効かつ倫理的な利用と、それを評価する方針を策定して履行しなければならない。(B 6.3.1)
- インターネットやその他の電子媒体へのアクセスを確保しなければならない。(B 6.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 情報リテラシーや個人情報保護に関する講義・実習を低学年から実施していることは評価できる。

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準：部分的適合

医学部は、

- ・ 教員および学生が以下の事項についての既存の ICT や新しく改良された ICT を使えるようにすべきである。
 - ・ 自己学習(Q 6.3.1)
 - ・ 情報の入手(Q 6.3.2)
 - ・ 患者管理(Q 6.3.3)
 - ・ 保健医療提供システムにおける業務(Q 6.3.4)
- ・ 担当患者のデータと医療情報システムを、学生が適切に利用できるようにすべきである。(Q 6.3.5)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 学生による電子カルテの記載を実質化し、担当患者のデータと医療情報システムを、学生が適切に利用できるようにすることが望まれる。

6.4 医学研究と学識

基本的水準：適合

医学部は、

- ・ 教育カリキュラムの作成においては、医学研究と学識を利用しなければならない。(B 6.4.1)
- ・ 医学研究と教育が関連するように育む方針を策定し、履行しなければならない。(B 6.4.2)
- ・ 研究の施設・設備と重要性を記載しなければならない。(B 6.4.3)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 以下の事項について医学研究と教育との相互関係を担保すべきである。
 - 現行の教育への反映(Q 6.4.1)
 - 学生が医学研究や開発に携わることの奨励と準備(Q 6.4.2)

特記すべき良い点（特色）

・ なし

改善のための示唆

・ なし

6.5 教育専門家

基本的水準： 適合

医学部は、

- 必要な時に教育専門家へアクセスできなければならない。(B 6.5.1)
- 以下の事項について、教育専門家の利用についての方針を策定し、履行しなければならない。
 - カリキュラム開発(B 6.5.2)
 - 教育技法および評価方法の開発(B 6.5.3)

特記すべき良い点（特色）

・ 学内の医学教育専門家がカリキュラムおよび教育技法の開発に関わっている。

改善のための助言

・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教職員の教育能力向上において学内外の教育専門家が実際に活用されていることを示すべきである。(Q 6.5.1)
- 教育評価や医学教育分野の研究における最新の専門知識に注意を払うべきである。(Q 6.5.2)
- 教職員は教育に関する研究を遂行すべきである。(Q 6.5.3)

特記すべき良い点（特色）

・ 教職員の教育能力向上において、学内外の教育専門家が活用されている。

改善のための示唆

・ なし

6.6 教育の交流

基本的水準： 適合

医学部は、

- 以下の方針を策定して履行しなければならない。
 - 教職員と学生の交流を含め、国内外の他教育機関との協力(B 6.6.1)
 - 履修単位の互換(B 6.6.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 国内外の他の教育機関との交流をさらに進めるべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 適切な資源を提供して、教職員と学生の国内外の交流を促進すべきである。(Q 6.6.1)
- 教職員と学生の要請を考慮し、倫理原則を尊重して、交流が合目的に組織されることを保障すべきである。(Q 6.6.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- なし

7. 教育プログラム評価

概評

教育関係の各組織が教育課程と学修成果のモニタと分析を開始している。

カリキュラムとコンピテンシー修得を定期的にモニタする仕組みを確立し、教育プログラム評価結果をカリキュラムの改善に確実に反映すべきである。学生に対して、カリキュラムの主要な構成要素に関するアンケートを系統的に実施し、分析・対応すべきである。幅広い教員から定期的にフィードバックを受け、教育プログラムの改善につなげるべきである。使命と学修成果、カリキュラム、資源の提供の観点から学生と卒業生の実績を分析すべきである。教育プログラム評価委員会における学生の参画をさらに推進すべきである。教育に関わる広い範囲の関係者からフィードバックを得る機会を拡充することが望まれる。

7.1 教育プログラムのモニタと評価

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラムの教育課程と学修成果を定期的にモニタするプログラムを設けなければならない。(B 7.1.1)
- 以下の事項について教育プログラムを評価する仕組みを確立し、実施しなければならない。
 - カリキュラムとその主な構成要素(B 7.1.2)
 - 学生の進歩(B 7.1.3)
 - 課題の特定と対応(B 7.1.4)
- 評価の結果をカリキュラムに確実に反映しなければならない。(B 7.1.5)

特記すべき良い点（特色）

- 教育関係の各組織が教育課程と学修成果のモニタと分析を開始している。

改善のための助言

- カリキュラムとコンピテンシー修得を定期的にモニタする仕組みを確立し、教育プログラム評価結果をカリキュラムの改善に確実に反映すべきである。
- カリキュラムとその主な構成要素、学生の進歩、課題の特定と対応の観点から教育プログラム評価を実施すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 以下の事項について定期的に、教育プログラムを包括的に評価するべきである。
 - 教育活動とそれが置かれた状況(Q 7.1.1)
 - カリキュラムの特定の構成要素(Q 7.1.2)
 - 長期間で獲得される学修成果(Q 7.1.3)
 - 社会的責任(Q 7.1.4)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 基本理念に基づいて、様々な教育プログラムを包括的に評価することが望まれる。
- ・ 学生・卒業生の長期的な学修成果の達成と社会的責任の観点から、教育プログラムを包括的に評価することが望まれる。

7.2 教員と学生からのフィードバック

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 教員と学生からのフィードバックを系統的に求め、分析し、対応しなければならない。(B 7.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 学生に対して、授業評価アンケートだけでなく、カリキュラムの主要な構成要素に関するアンケートを系統的に実施し、分析・対応すべきである。
- ・ 幅広い教員から定期的にフィードバックを受け、教育プログラムの改善につなげるべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ フィードバックの結果を利用して、教育プログラムを開発すべきである。(Q 7.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 幅広い教員と学生から得たフィードバックに基づき、教育プログラムを改善・開発する仕組みを構築することが望まれる。

7.3 学生と卒業生の実績

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 次の項目に関して、学生と卒業生の実績を分析しなければならない。
 - 使命と意図した学修成果(B 7.3.1)
 - カリキュラム(B 7.3.2)
 - 資源の提供(B 7.3.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 使命と学修成果、カリキュラム、資源の提供の観点から学生と卒業生の実績を分析すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 以下の項目に関して、学生と卒業生の実績を分析すべきである。
 - 背景と状況(Q 7.3.1)
 - 入学時成績(Q 7.3.2)
- 学生の実績の分析を使用し、以下の項目について責任がある委員会へフィードバックを提供すべきである。
 - 学生の選抜(Q 7.3.3)
 - カリキュラム立案(Q 7.3.4)
 - 学生カウンセリング(Q 7.3.5)

特記すべき良い点（特色）

- 受験科目、入学試験形態別に見た在学中の実績について分析し、関係委員会へフィードバックが行われている。

改善のための示唆

- 学生の背景、入学時成績、選抜方法に関して、学生と卒業生の実績を継続的に収集し、分析結果をカリキュラム立案と学生支援に活かすことが望まれる。

7.4 教育の関係者の関与

基本的水準： 適合

医学部は、

- 教育プログラムのモニタと評価に教育に関わる主要な構成者を含まなければならない。(B 7.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 教育プログラム評価委員会における学生の参画をさらに推進すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 広い範囲の教育の関係者に、
 - 課程および教育プログラムの評価の結果を閲覧することを許可すべきである。(Q 7.4.1)
 - 卒業生の実績に対するフィードバックを求めるべきである。(Q 7.4.2)
 - カリキュラムに対するフィードバックを求めるべきである。(Q 7.4.3)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 教育に関わる広い範囲の関係者からフィードバックを得る機会を拡充することが望まれる。

8. 統轄および管理運営

概評

臨床教育研究棟（IPE棟）の整備や新型コロナウイルス感染症拡大時の緊急修学支援など、教育上の要請に沿って教育資源を分配していることは評価できる。相模原市と包括的連携協定を締結し、市民大学やシンポジウム、寄附講座を介した住民の健康増進活動を行っていることも評価できる。

医学教育を統轄する組織について、医学部内での位置づけと責務をより明確に示すべきである。教学のリーダーシップの責務をより明確に示すべきである。教育に関する委員会組織において、その他の教育の関係者から意見を反映させることが望まれる。

8.1 統轄

基本的水準： 適合

医学部は、

- その統轄する組織と機能が、大学内での位置づけを含み、規定されていない。(B 8.1.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 医学教育を統轄する組織について、医学部内での位置づけと責務をより明確に示すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 統轄する組織として、委員会組織を設置し、下記の意見を反映させるべきである。
 - 主な教育の関係者(Q 8.1.1)
 - その他の教育の関係者(Q 8.1.2)
- 統轄業務とその決定事項の透明性を確保するべきである。(Q 8.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 教育に関する委員会組織において、その他の教育の関係者から意見を反映させることが望まれる。

8.2 教学のリーダーシップ

基本的水準： 適合

医学部は、

- 医学教育プログラムを定め、それを運営する教学のリーダーシップの責務を明確に示さなければならない。(B 8.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 教学のリーダーシップの責務をより明確に示すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 教学におけるリーダーシップの評価を、医学部の使命と学修成果に照合して、定期的に行うべきである。(Q 8.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 医学部の使命と学修成果に照合して、教学のリーダーシップの評価を定期的に行うことが望まれる。

8.3 教育予算と資源配分

基本的水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムを遂行するための教育関係予算を含み、責任と権限を明示しなければならない。(B 8.3.1)
- カリキュラムの実施に必要な資源を配分し、教育上の要請に沿って教育資源を分配しなければならない。(B 8.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- 臨床教育研究棟（IPE棟）の整備や新型コロナウイルス感染症拡大時の緊急修学支援など、教育上の要請に沿って教育資源を分配していることは評価できる。

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 意図した学修成果を達成するために、教員の報酬を含む教育資源配分の決定について適切な自己決定権をもつべきである。(Q 8.3.1)
- 資源の配分においては、医学の発展と社会の健康上の要請を考慮すべきである。(Q 8.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- 社会の健康上の要請を考慮した「農医連携教育プログラム」や感染症予防教育などに資源を配分している。

改善のための示唆

- なし

8.4 事務と運営

基本的水準： 適合

医学部は、

- 以下を行うのに適した事務職員および専門職員を配置しなければならない。
 - 教育プログラムと関連の活動を支援する。(B 8.4.1)
 - 適切な運営と資源の配分を確実に実施する。(B 8.4.2)

特記すべき良い点（特色）

- 教育活動を支援するための事務組織が整備されている。

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 定期的な点検を含む管理運営の質保証のための制度を作成し、履行すべきである。(Q 8.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- 医学部長の下に医学部自己点検・評価委員会が設置され、学部における管理運営を含む質保証制度である自己点検・評価を定期的実施している。

改善のための示唆

- なし

8.5 保健医療部門との交流

基本的水準： 適合

医学部は、

- 地域社会や行政の保健医療部門や保健医療関連部門と建設的な交流を持たなければならない。(B 8.5.1)

特記すべき良い点（特色）

- 相模原市と包括連携協定を締結し、市民大学やシンポジウム、寄附講座を介した住民の健康増進活動を行っていることは評価できる。

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- スタッフと学生を含め、保健医療関連部門のパートナーとの協働を構築すべきである。(Q 8.5.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- なし

9. 継続的改良

概評

2009年度、2016年度に大学基準協会による機関別認証評価を受審し、「適合」と認定された。しかし、2018年度に文部科学省から医学部医学科の入学選抜が不適切であるとの指摘を受け、2019年に大学基準協会から、2016年度における「適合」判定が取り消され、「不適合」へと変更する旨の通知がなされた。これを受けて、「第三者委員会」や「入学試験検証委員会」などの調査・報告をもとに改善に取り組んだ結果、2020年度の大学基準協会による追評価で「適合」と認定された。

また、今回の医学教育分野別評価によって医学教育の自己点検を行い、学修成果基盤型教育への転換を目指して医学教育改革を推進している。

教育プログラムを定期的に評価し、明らかになった課題を継続的に改良すべきである。継続的改良のために、「医学教育研究開発センター」の機能をさらに充実させるべきである。

基本的水準： 適合

医学部は、活力を持ち社会的責任を果たす機関として

- 教育(プログラム)の教育課程、構造、内容、学修成果/コンピテンシー、評価ならびに学修環境を定期的に見直し、改善する方法を策定しなくてはならない。(B 9.0.1)
- 明らかになった課題を修正しなくてはならない。(B 9.0.2)
- 継続的改良のための資源を配分しなくてはならない。(B 9.0.3)

特記すべき良い点 (特色)

- なし

改善のための助言

- 教育プログラムを定期的に評価し、明らかになった課題を継続的に改良すべきである。
- 継続的改良のために、「医学教育研究開発センター」の機能をさらに充実させるべきである。

質的向上のための水準： 評価を実施せず

医学部は、

- 教育改善を前向き調査と分析、自己点検の結果、および医学教育に関する文献に基づいて行うべきである。(Q 9.0.1)
- 教育改善と再構築は過去の実績、現状、そして将来の予測に基づく方針と実践の改定となることを保証するべきである。(Q 9.0.2)
- 改良のなかで以下の点について取り組むべきである。
 - 使命や学修成果を社会の科学的、社会経済的、文化的発展に適応させる。(Q 9.0.3)(1.1 参照)

- 卒後の環境に必要とされる要件に従って目標とする卒業生の学修成果を修正する。修正には卒後研修で必要とされる臨床技能、公衆衛生上の訓練、患者ケアへの参画を含む。(Q 9.0.4) (1.3 参照)
- カリキュラムモデルと教育方法が適切であり互いに関連付けられているように調整する。(Q 9.0.5) (2.1 参照)
- 基礎医学、臨床医学、行動および社会医学の進歩、人口動態や集団の健康/疾患特性、社会経済および文化的環境の変化に応じてカリキュラムの要素と要素間の関連を調整する。最新で適切な知識、概念そして方法を用いて改訂し、陳旧化したものは排除されるべきである。(Q 9.0.6) (2.2 から 2.6 参照)
- 目標とする学修成果や教育方法に合わせた評価の方針や試験回数を調整し、評価方法を開発する。(Q 9.0.7) (3.1 と 3.2 参照)
- 社会環境や社会からの要請、求められる人材、初等中等教育制度および高等教育を受ける要件の変化に合わせて学生選抜の方針、選抜方法そして入学者数を調整する。(Q 9.0.8) (4.1 と 4.2 参照)
- 必要に応じた教員の採用と教育能力開発の方針を調整する。(Q 9.0.9) (5.1 と 5.2 参照)
- 必要に応じた(例えば入学者数、教員数や特性、そして教育プログラム)教育資源の更新を行う。(Q 9.0.10) (6.1 から 6.3 参照)
- 教育プログラムのモニタと評価の過程を改良する。(Q 9.0.11) (7.1 から 7.4 参照)
- 社会環境および社会からの期待の変化、時間経過、そして教育に関わる多方面の関係者の関心に対応するために、組織や管理・運営制度を開発・改良する。(Q 9.0.12) (8.1 から 8.5 参照)